



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

高松市低所得世帯(令和6年度) 生活支援給付金のお知らせ

給付額

1世帯あたり **10万円** + **加算** こども1人あたり **5万円**

給付対象

次のいずれかに該当する世帯(定額減税前の税額)

- ・令和6年度住民税均等割非課税世帯^{※1}
- ・令和6年度住民税均等割のみ課税世帯^{※2}

※1 令和6年6月3日に高松市に住民登録がある、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

※2 令和6年6月3日に高松市に住民登録がある、世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税で、うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、以下①・②の世帯は**給付対象外**です。

- ①【令和5年度に7万円給付^{※3}または10万円給付^{※4}の支給対象となった世帯】または【当該世帯の世帯主であった方を含む世帯】(高松市以外の自治体から給付された場合も含む)
- ②世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯

※3 令和5年度住民税均等割非課税世帯給付金(1世帯あたり7万円)

※4 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(1世帯あたり10万円)

加算対象

給付対象世帯の世帯員である**18歳以下のこども**
(平成18年4月2日生まれ以降の方)

※ただし、以下の方は**加算対象外**です。

- 住民票を移さずに施設に入所しているこども等、令和6年6月3日時点で**生計を同一にしていない方**

手続き方法

- ①給付対象と思われる世帯に、高松市から、「**確認書**」を郵送します。
- ②「確認書」が届いたら、必要事項を記入して、専用の返信用封筒で**高松市に提出**してください。

マイナポータル等から
公金受取口座を登録しており要件を満たす方は、**オンライン申請**が可能です！

オンライン申請は
こちらから▶



※審査(1か月程度)後、指定の口座に振り込みます(申請状況によっては振り込みまで1か月を超える場合があります。)
※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、高松市給付金コールセンターまでお問い合わせください。

申請期限：令和6年9月30日(月)(当日消印有効)

裏面のQ&Aもご覧ください▶▶▶

問い合わせ先

高松市給付金コールセンター
087-826-0442

受付時間 **8:30~17:00(土曜日、日曜日、祝日を除く)**

相談窓口
高松市防災合同庁舎4階
(市役所本庁舎西側)



詳細や、最新の情報は、高松市ホームページ(給付金ページ)でご確認ください。➡

高松市低所得世帯(令和6年度) 生活支援給付金



Q. 令和5年度に低所得世帯対象の給付金(7万円または10万円)を受け取りました。
今回の給付金は対象になりますか？

A. 対象外です。

令和5年度住民税均等割非課税世帯給付金(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)の支給対象となっていた世帯や、その世帯の世帯主であった方を含む世帯は、今回の給付金は対象となりません。

Q. 令和6年6月3日より後に生まれたこどもは、こども加算の対象となりますか？

A. 対象になります。

令和6年8月31日までに生まれたこどもが、こども加算の対象となります。

令和6年6月4日以降に、出生届等を提出されたこどもについては、「確認書(当初発送分)」に記載されていません。給付対象となる世帯の中に、令和6年8月31日までに生まれたこどもがいる場合は、高松市から「確認書(追加分)」を送付しますので、そちらをご確認ください。

※以下のいずれかの場合は、高松市給付金コールセンターまでお申出ください。

- ・離婚等により、世帯に変更がある場合
- ・修正申告等により、給付対象となった場合、または給付対象外となった場合
- ・給付対象となると思うが、確認書が令和6年9月10日までに届かない場合 など

Q. 住民票が別で生計が同一であるこどもは、こども加算の対象ですか？

A. 原則、対象外です。

こども加算は、仮に、そのこどもと別居している父母などの世帯と生計が同一であったとしても、そのこどもの属する世帯の世帯主に対して支給します。

ただし、単身で寮に入っているこどもなど、そのこどもと同じ世帯にこども加算の支給対象者となる方がいない場合は、別世帯の世帯主からそのこどもと生計が同一であることの申出があった場合に限り、こども加算の対象とすることがある場合があります。

詳しくは、高松市ホームページ(給付金ページ)をご確認ください。

●配偶者やその他親族からの暴力(DV等)を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地※¹から避難されている方で、高松市に住民票を移すことができない方も、要件(DV等避難中※²であることの証明、収入要件)を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります(こどもを連れている場合は、こども加算を含みます。)。詳しくは、高松市給付金コールセンターまでお問い合わせください。

※¹ 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※² 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

高松市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず高松市消費生活センター(Tel:087-839-2066)や最寄りの警察署にご相談ください。